

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金交付要綱

制 定 令和6年4月22日 経も第911号（副市長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、カーボンニュートラルの実現に向けて、横浜市内の中小企業者が実施する太陽光発電設備の導入を支援する、太陽光発電導入支援助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

（1）送達

本市からの通知を含め、相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じ Web 上のフォーム、システム等により送達を行うことをいう。

（2）中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、次のアからエまでに該当する者を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるものに限る。）及び同法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営むもの

イ みなし大企業

ウ 政治・経済・文化団体

エ 宗教法人・団体

（3）みなし大企業

次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。この場合において、親会社となる企業が外国法人のときは、第7条に定める交付申請書を送達した日における当該外国法人の資本金額（同日の為替レートにより日本円に換算した金額をいう。）及び常時使用する従業員数により、みなし大企業の該当の有無の確認を行うものとする。

ア 一の大企業（中小企業者以外の者）に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者

イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（4）常時使用する従業員

事業に従事する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）

ウ 日々雇い入れられている者

エ 2か月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

キ 1週間の労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する正規雇用の従業員の労働時間の4分の3を超えない者

(5) 事業所

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。ただし、居住用途との用途区別がつけがたい施設を除く。

(6) 中古品

一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(7) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備であって、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、その他これらに付随する設備で構成される設備をいう。

(8) 蓄電システム

太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。

(9) 購入

電力の需要家が設備を割賦契約によらず買い入れ、所有することをいう。

(10) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の途中解約が原則禁止されているものをいう。

(11) オンサイト PPA（電力販売）

設備の所有者である発電事業者が、当該設備を当該発電事業者の費用により、需要家の敷地内に設置し、発電された電力を需要家に販売するものをいう。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、第4条に定める助成対象事業を実施し、かつ助成対象設備を所有する者であって、別表1に定める要件を満たす者とする。

(助成対象事業)

第4条 本助成金の対象とする事業は、別表2に定める。

2 本条第1項の規定にかかわらず、第12条の規定に反する事業及び公序良俗に反する等その他の市長が適当でないと認める事業は、助成対象事業としない。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、前条に定める事業のうち設備費（助成対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（助成対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む助成対象設備の設置に要する経費）とする。

2 助成対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- (2) 各種保証・保険料、収入印紙、振込手数料等
- (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費

- (4) 既存施設・設備等の修繕費、補修費及び土地造成費
 - (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
 - (6) 値引き費用
- 3 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは、助成対象経費から除外する。
- 4 助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者の関係会社から調達（工事等を含む。）がある場合、その利益等に相当するものを助成対象経費から除外する。

（助成金額の算出方法）

第6条 本助成金の助成率及び助成限度額は、別表3に定める。

- 2 前項の助成金額の算出に当たり、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 本助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

（交付申請）

第7条 本助成金の交付を申請する助成対象者（以下「申請者」という。）は、別表4に定める書類を、必要事項を誓約の上、市長が定める日までに送達しなければならない。

- 2 補助金規則第5条第2項第2号に定める、補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、本助成金では省略させることができる。

（契約等）

第8条 申請者は、補助対象事業に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収を行わなければならない。ただし、助成事業の運営上、困難又は不相当である場合は、同条ただし書きを適用できる。

- 2 申請者は、機器本体に係る経費、工事に係る経費及び助成対象とならない経費等の内訳がわかるように記載した契約書並びに内訳がわかる書類を提出しなければならない。
なお、契約書等の内容に疑義が生じた場合は市長が再提出を求めることができ、これに応じないときは、助成対象となる事業費として認めない。

（交付決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、本助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は交付決定通知書（第5号様式）により、不交付の場合は不交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付決定に当たり条件を付することができる。

（交付の条件）

第10条 市長は、本助成金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 本助成金は、助成事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。
- (2) 助成事業の完了の日までに第3条に規定する助成対象者又は第4条に規定する助成事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止する場合は、第13条の規定に基づき、速やかに市長に届け出なければならない。
- (3) 助成事業の完了の日は、助成対象設備の設置工事が完了した日又は助成対象者が請負業者等に対

して助成事業にかかる全ての代金の支払いを完了した日のいずれか遅い日とする。

- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、本助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(申請の取下げ等)

第 11 条 本助成金の交付決定を受けた者は、第 9 条第 2 項に定める交付決定通知書の交付を受けた後に交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、交付申請取下届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受理した日から起算して 10 日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の実施)

第 12 条 助成対象者は、法令の定め、本助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件並びにその他市長の指示に従わなければならない。

- 2 助成対象者は、第 9 条の規定による交付決定の日以降に、助成事業に着手（工事の着工、設備の設置等）し、代金の支払いをしなければならない。
- 3 助成対象者は、助成事業を完了した上で、市長が定める日までに第 14 条に定める実績報告書を提出しなければならない。

(内容の変更及び中止)

第 13 条 助成対象者は、助成事業等の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）、又は助成事業を中止する場合は、速やかに内容変更・中止申請書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更とする
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) やむを得ない事情による助成対象設備の同等品への変更
 - (3) その他市長が軽微と認める変更
- 3 市長は、本条第 1 項の規定による内容変更・中止申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更承認・不承認通知書（第 9 号様式）又は中止承認兼交付決定取消通知書（第 10 号様式）を助成対象者に通知するものとする。
- 4 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。
- 5 計画の変更により助成事業の実施金額が増額となる場合は、当初交付決定額を上限として本助成金を交付する。

(実績報告)

第 14 条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、別表 5 に定める書類を全て添付して、市長が定める日までに送達しなければならない。

- 2 補助金規則第 14 条第 1 項第 3 号に定める、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助対象者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第 4 項の規定に基づき、本助成金では省略させることができる。

- 3 補助金規則第14条第5項第1号に定める補助事業等の領収書の省略の規定については、本助成金では適用されないこととする。

(交付額確定)

- 第15条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査をし、並びに必要に応じて現地確認を行い、第4条第1項に規定する助成事業に該当すると認めるときは、本助成金の交付額を確定して交付額確定通知書(第12号様式)により本助成金の交付確定金額(以下「確定額」という。)及び交付条件を通知するものとする。ただし、確定額は、第9条第2項により通知した本助成金の交付決定額を上回ることはできない。
- 2 本助成金の交付額確定に当たり、助成対象経費の減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって確定額の算出を行う。

(助成金の請求等)

- 第16条 助成対象者は、市長が定める日までに、交付請求書(第13号様式)を、市長に送達しなければならない。
- 2 市長は、適法・適正な前項の交付請求書を受けて、速やかに本助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

- 第17条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 本助成金を他の用途で使用したとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
 - (3) 助成事業完了の日までに第3条に規定する助成対象者の要件(助成対象者がリース事業者又はPPA事業者の場合、助成対象者の要件又は共同申請する使用者の要件)又は第4条に定める助成対象事業の要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 第14条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - (5) 本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
 - (6) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により本助成金の交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書(第14号様式)により助成対象者に通知する。
 - 3 市長は、本条第1項に基づき取消した場合、その助成対象者の名称及び内容を公表することができる。

(助成金の返還)

- 第18条 市長は、前条の規定に基づき取消しをした場合において、既に本助成金が交付されているときは、本助成金の全部又は一部について、返還請求書(第15号様式)により、その返還を命ずるものとする。
- 2 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、前条による交付決定の取消しの日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。
 - 3 助成対象者は、本助成金の返還を命ぜられたときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、本助成金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付するものとする。

する。

- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が、返還を命ぜられた本助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた本助成金の額に充てられたものとする。
- 5 助成対象者は、本助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- 6 本条第3項及び前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

第19条 市長は、必要に応じ、助成対象者(リース又はオンサイトPPAを利用する場合は助成対象者及び設備使用者)が次の各号のいずれかに該当するか神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

- (1) 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員(暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 2 市長は、必要に応じ、助成対象者の横浜市税の納税状況について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第20条 助成対象者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金規則第25条ただし書に基づく処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、本助成金の目的に照らしやむを得ないと市長が認めたときは、この限りでない。

- 2 補助金規則第25条ただし書の規定により市長が定める期間は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。ただし、当該年数が10年を超えるときは、10年とする。
- 3 前項で定める期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合、又は助成事業をリース若しくはオンサイトPPAにより実施する場合で、助成対象者が前項で定める期間又はリース若しくはオンサイトPPAの契約期間内に助成対象財産を引き上げようとするときは、助成対象者は、事前に財産処分申出書(第16号様式)を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書(第17号様式)により、助成対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、本条第3項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、本助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- 6 助成対象者は、前項の規定による助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

(関係書類の保存)

第 21 条 助成対象者はこの要綱に基づき受理した通知及び助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等（以下、「証拠書類等」という。）を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から 10 年間保存しなければならない。

2 助成対象者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(訪問調査等)

第 22 条 市長は、必要があると認められるときは、助成対象者に対し実地訪問等又は書面等による調査を行うことができる。

2 前項に規定する調査において必要があると認められるときは、市長は、助成対象者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(市が収集する情報の取扱)

第 23 条 市長は、統計分析、経営支援・技術支援等各種事業案内、アンケート調査依頼及び脱炭素の取組啓発等のため、助成対象者の情報を利用することができる。

2 助成対象者は、アンケート調査及び脱炭素経営の促進を図るために市が実施する取組に協力するものとする。

3 市長は、助成対象者の名称及び概要並びに導入設備投資先住所及び本助成金の交付額を含め助成事業の内容について、公表することができる。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 22 日から施行する。

別表1（第3条） 助成対象者

<p>助成対象者 導入方法の区分に応じて、次に掲げる条件を満たすもの。 リース又はオンサイトPPA（電力販売）による導入の場合は、助成金の交付を受ける者及び助成対象者はリース事業者、PPA事業者とし、設備使用者と共同で申請を行うこととする。</p>	
区分	対象となる条件
購入	<p>助成対象者は、以下の各号の要件を全て満たす設備使用者とする。</p> <p>(1) 中小企業者であること (2) 横浜市内に事業所があること (3) 災害時等に助成対象設備により発電した電力を地域住民に提供すること (4) 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと (7) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと (8) 次の申立てがなされていないこと ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て (9) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと (10) 助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと） (11) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと (12) 横浜市による指名停止措置を受けていないこと (13) 次の各号のいずれにも該当しないこと ア 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者 イ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。） ウ 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。） エ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの オ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとする者</p>
リース	<p>助成対象者は、以下の各号の要件を全て満たすリース事業者とし、設備使用者（賃借人）については上記購入区分の各号の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること (2) 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと (3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること (4) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと (5) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと (6) 次の申立てがなされていないこと ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て</p>

	<p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>(7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと</p> <p>(8) 助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと）</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと</p> <p>(10) 横浜市による指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(11) 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者</p> <p>イ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>ウ 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>エ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>オ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとする者</p> <p>(12) リース事業者は助成金相当分を使用者に対するリース料金から減額すること</p>
<p>オンサイトPPA （電力販売）</p>	<p>助成対象者は、以下の各号の要件を全て満たす PPA 事業者とし、設備使用者（需要家）については購入区分の各号の要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 法人であること</p> <p>(2) 横浜市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと</p> <p>(3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること</p> <p>(4) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと</p> <p>(5) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと</p> <p>(6) 次の申立てがなされていないこと</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て</p> <p>(7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと</p> <p>(8) 助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと）</p> <p>(9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと</p> <p>(10) 横浜市による指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(11) 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者</p> <p>イ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）</p> <p>ウ 暴力団員（暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）</p> <p>エ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</p> <p>オ 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとする者</p>

(12) PPA事業者は助成金相当分を需要家に対するサービス料金から減額すること

別表2（第4条） 助成対象事業

助成対象事業 助成対象者が横浜市内の事業所に次に掲げる条件を満たす設備を設置するもの。	
助成対象設備	対象となる条件
太陽光発電設備	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 設置する事業所において発電した電力を自家消費するものとし、年間発電量が、当該電力を供給する事業所の年間消費電力量の範囲内であること。</p> <p>(2) 発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kW以上であること。</p> <p>(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed-in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p>
蓄電システム	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 本助成金の助成対象となる太陽光発電設備と併せて設置するものであること。</p> <p>(2) 事業所において、新たに設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該事業所で消費することが可能であること。また、停電時においても自動で、蓄電システムに充電した電力を当該事業所で通常時に使用可能な電気機器の全部又は一部に使用することができること。</p> <p>(3) 定置用であること。</p>
<p>導入設備及び設置工事について、次の各号に掲げるもののいずれかを含む事業は、助成対象事業としない。</p> <p>(1) 住居の用に供する部分等、事業所以外に電力を供給するもの</p> <p>(2) 中古品（蓄電システムにあつては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであつて、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは除く）</p> <p>(3) 助成対象経費の全部又は一部について、「神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」を除く、本市の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払いを既に受けたもの</p>	

別表3（第6条） 助成金額の算出方法

太陽光発電・蓄電システムの同時導入	太陽光発電のみの導入
発電出力に1kWあたり10万円を乗じた額。 ただし、500万円又は助成対象経費（県の補助金と併用する場合は当該補助金額を控除した額）のいずれか低い金額を上限とする。	発電出力に1kWあたり8万円を乗じた額。 ただし、400万円又は助成対象経費（県の補助金と併用する場合は当該補助金額を控除した額）のいずれか低い金額を上限とする。

別表4（第7条） 交付申請

提出書類
<p>(1) 太陽光発電導入支援助成金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 助成対象設備導入にかかる契約書及び経費の内訳がわかる書類の写し（契約締結前の場合は、発行から3か月以内の見積書等経費のわかる書類の写し）</p> <p>(3) 助成対象設備の仕様書</p> <p>(4) 助成対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）</p> <p>(5) 役員等氏名一覧表（第2号様式）（リース、オンサイトPPAにより実施する場合、リース、PPA事業者及び設備使用者の双方が提出すること）</p> <p>(6) 助成事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項又は履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）、個人事業者の場合は、市内の設備導入事業所で事業を行っていることがわかる書類（青色申告書、営業許可証等）の写し（リース、オンサイトPPAにより実施する場合、リース、PPA事業者及び設備使用者の双方が提出すること）</p> <p>(7) 発行から3か月以内の直近の市民税及び助成対象設備の使用者と助成対象設備を設置する施設等の所有者が同じ場合は、固定資産税納税証明書（設備を導入する市内事業所における納税状況が確認できることを必要とし、非課税の場合は非課税証明書に代えることができる）</p> <p>(8) リース、オンサイトPPAにより実施する場合は、リース等の契約書の写し又はこれに代わるもの及び共同申請同意書（第3号様式）</p> <p>(9) 助成対象設備の使用者と助成対象設備を設置する施設等の所有者が異なる場合は、設置施設に関する同意書（第4号様式）及び登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（当該施設を新築する場合にあっては、建築確認済証の写し）</p> <p>(10) 年間の想定発電量及び想定電力消費量の根拠資料</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>

別表5（第14条） 実績報告

提出書類
<p>(1) 太陽光発電導入支援助成金実績報告書（第11号様式）</p> <p>(2) 申請時に契約書等を提出していない場合は、契約書の写し</p> <p>(3) 助成対象設備の工事完了及び支出を証する書類の写し</p> <p>(4) 助成対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの</p> <p>(5) 実際の助成対象設備の設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）</p> <p>(6) 助成対象設備の型式番号が明記された保証書の写し又は出荷証明書の写し等</p> <p>(7) 設備の仕様変更があった場合は、変更後の助成対象設備の仕様書</p> <p>(8) リース、オンサイトPPAにより実施する場合で申請時に契約書を提出していない場合はリース等の契</p>

約書の写し

- (9) 助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者の関係会社から調達（工事等を含む。）がある場合は、利益等の排除に関する書類
- (10) 本助成金等の交付決定通知書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

電子申請システムをご利用になれない方は、当様式をご使用ください。（システムを利用する場合はシステムに直接入力いただきます）

申請受付番号（事務局用）

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 交付申請書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第7条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。また、4の誓約事項について誓約します。

交付申請日（書類発送日）	令和 年 月 日
--------------	----------

1 申請者等の情報

(1) 申請者の情報			
区分	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> オンサイトPPA		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種 ()		
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
担当者名		担当者電話番号	
担当者メールアドレス			
住所	(〒 -)		
<small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>			

(2) 共同申請者の情報（リース、オンサイト PPA を利用し共同申請を行う場合）			
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種 ()		
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
担当者名		担当者電話番号	
担当者メールアドレス			
住所	(〒 -)		
<small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>			

2 導入設備

設備を導入する事業所の住所

(〒 -) 横浜市 区

太陽光発電設備

1	発電出力 (パネル出力とパワコン出力のいずれか低い方、小数点以下切捨て)		kW
2	年間想定発電量 (根拠となる発電シミュレーション等を提出ください)		kWh
3	年間想定電力消費量 (根拠となる電力使用量の検針票等を提出ください)		kWh

2の年間想定発電量及び3の年間想定電力消費量の根拠資料を提出いただきます。
「2の発電量 ≤ 3の消費量」となることが要件となります。

蓄電システム

1	台数		台
2	蓄電容量の合計		kWh

3 助成対象経費の内訳

消費税及び助成対象外経費は除いてください。

既存設備の処分・撤去に係る費用や修繕費用等は対象外経費となります。

助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者の関係会社から調達（工事等を含む）がある場合、その利益等は排除してください。

費目名	金額
太陽光発電設備	円
蓄電システム	円
助成対象経費の合計 (ア)	円
太陽光発電と蓄電システムの同時導入の場合は発電出力に10万円を、 太陽光発電のみの導入の場合は発電出力に8万円を乗じた額 (イ)	円
神奈川県補助金申請額 (ウ)	円
(ア) - (ウ) (エ)	円
交付申請額 (イ) 又は (エ) のいずれか低い額（1万円未満切捨て） 太陽光発電と蓄電システムの同時導入の場合は500万円を、太陽光発電 のみの導入の場合は400万円を上限とする。	円

該当する場合はチェックしてください。

該当する場合は、実績報告時に利益等の排除に関する書類を提出してください。

助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者の関係会社から調達（工事等を含む）がある	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

4 誓約事項

私（申請者）は、太陽光発電導入支援助成金の申請にあたって、次に掲げるすべての事項を確認し、誓約します。

項目
申請者（リース又はオンサイトPPAを利用する場合は設備使用者）は、災害時等に助成対象設備により発電した電力を地域住民に提供します。
申請者は、市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。（必要があるときは申請者の課税状況について、官公署に報告確認を行います。）
申請者は、過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていません。
申請者は、過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していません。
申請者は、次の申立てがなされていません。 <ul style="list-style-type: none"> ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
申請者は、債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていません。
申請者は、助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有しています。
申請者は、地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していません。また、横浜市による指名停止措置を受けていません。
申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
申請者は、助成金の交付を受けて取得した設備等を、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分しません。
申請者は、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。

【誓約した者】

法人 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名 _____ ・代表者役職 _____ ・代表者氏名 _____
個人事業主 の方	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名 _____

役員等氏名一覧表

_____年 ____月 ____日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員すべてを記載してください。

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名又は屋号： _____

代表者職・氏名： _____

第3号様式（第7条）

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金
共同申請同意書

年 月 日

横浜市長

次の誓約事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

申請者 （リース事業者又はPPA事業者）	法人名	
	代表者役職	
	代表者氏名	
共同申請者 （リース又はオンサイトPPAを利用して設置する設備の使用者）	法人名または屋号	
	代表者役職	
	代表者氏名	

【誓約事項】

- 申請者（リース事業者又はPPA事業者）及び共同申請者（助成事業で設置する設備の使用者）は横浜市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納はありません。
- 申請者及び共同申請者は、過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていません
- 申請者及び共同申請者は、過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していません。
- 申請者及び共同申請者は、次の申立てがなされていません。
 - 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- 申請者及び共同申請者は、債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていません。
- 申請者及び共同申請者は、助成事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有しています。
- 申請者及び共同申請者は、地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していません。また、横浜市による指名停止措置を受けていません。
- 申請者及び共同申請者は、暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力の構成員はおりません。役員等氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではないことを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。また、全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。
- 申請者及び共同申請者は、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）を遵守します。
- 申請者及び共同申請者は、実地及び書面等による調査に協力します。
- 申請者及び共同申請者は、本助成金申請に関する申請者情報を、企業支援等のために本市の他の部署に共有することに同意します。
- 助成金は申請者に交付されますが、申請者が共同申請者から領収するリース料、電力使用料の算定に当たり、リース等使用料から助成金相当額分を減額します。
- 申請者及び共同申請者が、助成金交付後に取得財産を処分しようとするときは、申請者はあらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て処分した場合、申請者に対して、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。
- 共同申請者は、災害時等に助成対象設備により発電した電力を地域住民に提供します。

第4号様式（第7条）

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金
設置施設に関する同意書

年 月 日

横浜市長

(施設等の所有者)

法人名又は屋号： _____

代表者役職・氏名： _____

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱の趣旨を理解し、助成金の申請者が助成金を申請して次の事業所において設備の導入を行うこと及び設備の使用者が災害時等に助成対象設備により発電した電力を地域住民に提供することについて同意します。

助成金の申請者	法人名または屋号	
	代表者役職	
	代表者氏名	
共同申請者 (リース又はオンサイトPPAを利用して設置する場合のみ 設備の使用者を記入)	法人名または屋号	
	代表者役職	
	代表者氏名	

設置場所所在地
施設等名称

対象となる事業所の登記事項証明書の写し（新築の場合は建築確認済証の写し）を提出してください。

(交付先)

第5号様式 (第9条第2項)

第 号

年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 交付決定通知書

申請のありました太陽光発電導入支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付決定をしましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

<今後の流れについて>

- 1 設備の導入、代金の全額支払いを完了させたら次の書類を準備し、フォームより実績報告申請を行ってください。
 - ① 設備の納品、設置及び支出の内訳がわかる**領収書等**
 - ② 導入設備の設置後の**完成写真**
 - ③ 実際の**導入設備の設置図** (機器配置図、システム系統図及び単線結線図)
 - ④ 導入設備の型式及び製造番号が明記された**保証書の写し又は出荷証明書の写し等**
 - ⑤ **助成金等の交付決定通知書**
(本通知及び県の補助金の交付決定を受けている場合はその交付決定通知書の写し)

実績報告期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※実績報告期限直前は申請が集中しますので、導入・支払い完了後 2週間以内に申請してください。

- 2 実績報告の審査完了後、助成金の請求についてご案内します。

(担当)

【注意事項】

次に掲げる交付の条件等について必ずご確認ください。違反した場合は交付決定を取り消す場合があります。

1 交付の条件について

- (1) 本助成金は、助成事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。
- (2) 助成事業の完了の日までに要綱第3条に規定する助成対象者又は第4条に規定する助成事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更又は中止する場合は、軽微な変更を除き、内容変更・中止申請書（第8号様式）を速やかに、市長に提出しなければならない。
- (3) 助成事業の完了の日は、助成対象設備の設置工事が完了した日又は助成対象者が請負業者等に対して助成事業にかかる全ての代金の支払いを完了した日のいずれか遅い日とする。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 財産処分の制限について

- (1) 助成対象者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内に補助の交付の目的に反して使用し、移設し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 処分制限期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該期間が10年を超える場合は10年）とする。
- (3) 処分制限期間内において助成事業により取得した財産等の処分を行う場合は、助成対象者は、事前に財産処分申出書（第16号様式）を市長へ提出し、承認を得なければならない。市長は、この申出に対し、財産処分承認・不承認通知書（第17号様式）により、助成対象者へ結果を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて条件を付することができる。
- (4) 財産処分の承認を受けた者は、財産処分が完了した場合、速やかに財産処分完了報告書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は財産処分等を承認するときに、必要であると認められる場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求することができる。
- (6) 助成対象者は、助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを市に納付するものとする。

3 交付時期（予定）について

要綱第15条の規定に基づき、実績報告書の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認後、交付額を確定した上で、助成対象者の請求に基づき交付する。

4 助成金の交付決定の取消について

次の事項が生じた場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金を他の用途で使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (3) 助成事業完了の日までに要綱第3条に定める助成対象者の要件又は第4条に定める助成事業の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 要綱第14条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、助成金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (5) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (6) その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

5 助成金の返還について

- (1) 助成金の交付決定が取消された場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金の全部又は一部について、返還請求書（第15号様式）により、その返還を命ずるものとする。
- (2) 返還を命ずる場合の納付期限は、要綱第17条による交付決定の取消の日の翌日から起算して30日を経過した日の属する月の末日とする。
- (3) 助成金の返還を命ぜられたときは、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金（100円未満の場合を除く。）を市に納付するものとする。
- (4) 加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- (5) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付するものとする。
- (6) 加算金及び延滞金の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(交付先)

第6号様式(第9条第2項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

不交付決定通知書

申請のありました太陽光発電導入支援助成金については、審査の結果、交付しないことに決定しましたので、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

1 不交付理由

(担当)

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 交付申請取下届

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電設備導入支援助成金について、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第11条第1項に基づき、申請の取下げをします。

1 申請者の情報

申請日（書類発送日）	年 月 日		
所在地 （法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所）	〒		
法人名または商号・屋号（※）			
代表者役職（※）		代表者氏名	

（※）の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 取下げ理由

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 内容変更・中止申請書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第 13 条第 1 項に基づき、次のとおり内容の変更・中止を申請します。

1 申請者の情報

変更・中止申請日 (書類発送日)	年 月 日		
交付決定日	年 月 日	文書番号	第 号
所在地 (法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所)	〒		
法人名または商号・屋号(※)			
代表者役職(※)		代表者氏名	

(※) の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 申請区分

変更 ・ 中止 ・ 納品日の遅延

3 変更・中止等の理由

--

※納品日の遅延については発注先事業者の責による事故及び生産工程の変更による遅延や災害の発生等、申請者の責によらない理由による場合のみ認められる場合があります。

4 変更内容

変更前	変更後

(交付先)

第9号様式(第13条第3項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金
変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のカーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金内容変更・中止申請について、審査の結果、承認しました・不承認となりましたので、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第13条第3項により通知します。

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 承認・不承認理由

3 交付条件

- (1) 変更交付決定に伴う助成金は、実績報告書に基づき交付すべき助成金の額を確定した後に精算交付します。
- (2) 変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、本通知を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付、第 号カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付決定通知書のとおりとします。

(担当)

(交付先)

第10号様式 (第13条第3項)

第 号

年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

中止承認兼交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のカーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金内容変更・中止申請については承認することとし、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第13条第3項に基づき、次のとおり助成金交付決定を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備考	

(担当)

電子申請システムをご利用になれない方は、
当様式をご使用ください。(システムを利用する
場合はシステムに直接入力いただきます)

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 実績報告書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金の交付を受けたいので、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第14条の規定に基づき、書類を添えて次のとおり提出します。

実績報告日 (書類発送日)	令和 年 月 日
----------------------	-------------------

1 申請者等の情報

(1) 申請者の情報			
区分	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> オンサイトPPA		
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主	法人番号 (法人のみ)	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種 ()		
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
担当者名		担当者電話番号	
担当者メールアドレス			
住所 <small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>	(〒 -)		

(2) 共同申請者の情報 (リース、オンサイト PPA を利用し共同申請を行う場合)			
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人事業主		
業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> その他の業種 ()		
法人名または屋号		代表者役職	
代表者氏名		常時使用する従業員数 (役員を除く全事業所の合計)	
担当者名		担当者電話番号	
担当者メールアドレス			
住所 <small>(法人：登記簿本店所在地 個人事業主：住民票上の住所)</small>	(〒 -)		

2 導入設備

設備を導入する事業所の住所

(〒 -) 横浜市 区

太陽光発電設備

1	発電出力 (パネル出力とパワコン出力のいずれか 低い方、小数点以下切捨て)		kw
	蓄電システム		
1	台数		台
2	蓄電容量の合計		kWh

設備工事内容 変更の有無	有 ・ 無
変更内容及び理由	

3 設置工事発注先の報告

市内事業者（本店所在地が市内にある事業者）への発注状況を確認しています。支払金額は領収書の金額（税込金額）を報告してください

発注先事業者名	種別	支払金額	
	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> その他		円
	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> その他		円
	<input type="checkbox"/> 市内事業者 <input type="checkbox"/> その他		円

4 助成対象経費の内訳

消費税及び助成対象外経費は除いてください。

既存設備の処分・撤去に係る費用や修繕費用等は対象外経費となります。

助成対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は助成対象者の関係会社から調達（工事等を含む）がある場合、その利益等は排除してください。

費目名	金額	
太陽光発電設備		円
蓄電システム		円
助成対象経費の合計 (ア)		円
太陽光発電と蓄電システムの同時導入の場合は発電出力に10万円を、 太陽光発電のみの導入の場合は発電出力に8万円を乗じた額 (イ)		円
神奈川県補助金交付決定額 (ウ)		円
(ア) - (ウ) (エ)		円
実績報告申請額 (イ)、(エ)又は交付決定額のいずれか低い額（1万円未満切捨て）		円

(交付先)

第 12 号様式 (第 15 条第 1 項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

交付額確定通知書

申請のありましたカーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金については、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付額の確定をしましたので通知します。

交付確定額 _____ 円

(担当)

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 交付請求書

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、次のとおり助成金の交付を請求します。

1 申請者の情報

請求日（書類発送日）	年 月 日		
所在地 （法人：本店又は主たる事業所 個人事業主：自宅の住所）	（〒 - ）		
設備を導入する事業所住所	<input type="checkbox"/> 同上 （〒 - ）横浜市 区		
法人名または商号・屋号（※）			
代表者役職（※）		代表者氏名	

（※）の欄については、個人事業主の方は、該当する場合のみご記載ください。

2 助成金交付請求額 ￥ 0,000

3 振込先

口座名義人 （カタカナ）	※（法人の場合）：法人名義、（個人事業主の場合）：代表者個人の名義		
金融機関 （ゆうちょ銀行を 除く）	金融機関名	金融機関（銀行）コード	
	支店名	支店（店舗）コード	
	預金種目	口座番号（右詰めで）	※7ケタに満たない場合は、頭に「0」を付けてください。
	普通・当座		

口座名義人 （カタカナ）	※（法人の場合）：法人名義、（個人事業主の場合）：代表者個人の名義		
ゆうちょ銀行	通帳記号番号 （6ケタ目がある場合は ※欄にご記入ください）	記号（左詰めで）	番号（右詰めで）
		※ -	

口座名義人、口座番号等に誤りがないか、必ずご確認ください。
誤っていた場合、振込ができません。

（添付書類）

- ①太陽光発電導入支援助成金交付額確定通知書（第12号様式）のコピー
- ②金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるもののコピー
（通帳の表紙をめくったページ、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等のコピー）

どちらかにご記入ください

(交付先)

第 14 号様式 (第 17 条第 2 項)

様

第 号
年 月 日

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定しました、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金について、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第 17 条第 2 項に基づき、次のとおり助成金交付決定の (全部 ・ 一部) を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	円
取消しを行う理由	
備 考	

(担当)

(交付先)

第 15 号様式 (第 18 条第 1 項)

様

第 号
年 月 日

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

返還請求書

年 月 日 第 号で交付決定の取消しを行いましたカーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金につきましては、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり返還を請求します。

返還請求額	円
	【内訳】 (取消し額: 円) (加算金: 円)
納付期限	年 月 日
納付方法	添付する納付書による
備考	積算根拠は別添のとおり

(担当)

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

財産処分申出書

年 月 日

（提出先）

横浜市 長

（申請者）

〒

所在地：

法人名・屋号名：

代表者職・氏名：

電話番号：

カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金の交付を受けて投資した設備について、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第20条第3項に基づき、財産処分の制限期間内ではありますが、次の理由により設備の処分について申し出ます。

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	〒
処分理由及び 処分の方法	
処分子定日	

※交付決定及び交付額確定の通知、助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等の写しを合わせて提出してください

(交付先)

第17号様式(第20条第3項)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金 財産処分承認・不承認通知書

年 月 日に申請がありました、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金に係る財産処分申出書につきまして、カーボンニュートラル設備投資太陽光発電導入支援助成金交付要綱第20条第3項に基づき、

下記の通り、**承認・不承認** としましたので通知します。

1 処分等の内容

助成年度	
助成対象設備	
導入先住所	
処分方法	
理由	

2 承認の条件

- 処分等が完了した場合は、速やかに財産処分完了報告書(第18号様式)、処分等の完了を証する書類の写し及び収益が生じた場合は売却金額が分かる書類の写し等を提出してください。
- 処分等の完了後に助成金に相当する額について納付の請求を受けた場合は、相当額を納付してください。
- 必要に応じて当該処分に関する調査を行うことがあります。
また、虚偽の申請や不正な行為が認められた場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

(担当)

カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金

財産処分完了報告書

年 月 日

（提出先）
横 浜 市 長

（申請者）
〒

所 在 地：

法人名・屋号名：

代表者職・氏名：

電 話 番 号：

年 月 日 第 号で承認通知のありました、カーボンニュートラル設備投資助成
太陽光発電導入支援助成金に係る助成対象事業により取得した財産の処分が完了しましたので、報告します。

1 添付書類等

売買契約書の写しなど処分が完了したことがわかる書類（写し）